

すいしん
を推進すること。

5) 障害原因の予防

(推進会議の問題認識)

「障害の予防」という表現には、「障害はあってはならず、治療しなければならぬもの」という否定的な障害観が反映されている反面、障害の悪化を防ぐことや、健康維持と適切な保健サービスの提供という観点から、疾病等の早期発見、早期治療を含む予防の必要性を読み取ることも可能である。

このようにこれまでの早期発見、早期治療による「障害の予防」にかかわる施策の背景として、①優生思想に基づく障害を否定する考え方、②健康維持と予防医学の観点から障害の原因となる傷病の発生予防や早期発見及び早期治療を推進する考え方、③障害の原因となる難病等の予防、及び治療に関する調査並びに研究を推進する考え方があり、「障害の予防」という言葉をめぐって関係者の間で見解の相違が生じていたものと思われる。

早期発見及び早期治療が優生思想や否定的な障害観に基づいて行われることなく、誰もが適切な保健・医療サービスを安心して受けられるようにしていかなければならない。

【「障害の予防」に対する基本的考え方】

そこで、障害の原因となる傷病や疾病に対する予防対策は、障害者施策としてではなく、一般公衆衛生施策の中で行われていることから、「障害は不幸である」といった差別や偏見を与えかねない「障害の予防」という表現は避けるべきである。

一方、必要な情報提供の下で快適な生活を送るための健康の増進に不可欠な条件整備の一環として、疾病等の発生原因解明のための基礎研究、治療法の開発・改善に係る臨床研究に対して積極的な対策を講ずるべきである。

【予防と支援】

どのような障害があっても地域社会の中で育ち、学び、生活し、働くといった地域生活を実現していくためにも、障害の原因となる疾病等が早期発見

されることによって、それ以前の生活が脅かされることなく、他の者と同じ地域社会で生活を送りながら、早期の段階から医療を含めた必要な支援を得ることができる体制づくりが重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 「障害の予防」という表現は使用しないこと。
- ・ 障害の原因となる疾病に対する予防対策は、一般公衆衛生施策の中で位置付けられて行われること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害に対する否定的な考え方を前提とする表現は用いないこと。
- 障害の原因の予防のための施策は、公衆衛生又は医療に係る施策の一環として講ずること。

6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

(推進会議の問題認識)

障害者施策のなかでも、従来の精神障害者施策においては、保護と収容に重きが置かれてきたことを背景として、いわゆる「社会的入院」患者が推定で7万人いると言われる状況が存続している。

また、精神障害者の非自発的入院に関する現行制度は、措置入院、医療保護入院等の入院形態や「保護者制度」も含め、自由を剥奪することなく本人の自己決定権を尊重すべきであることや家族の負担の軽減等の観点から大きな問題を含んでいる。

精神障害者施策をめぐるこうした諸課題の解決には、退院促進や地域生活支援のサービスが有機的に連携して提供され、社会的入院を解消して地域社会で生活できるよう現状からの具体的かつ速やかな移行の仕組みが構築されなければならない。

同時に、自らの選択により医療を受けることが基本であることを再確認するとともに、入院しなくても治療が地域で受けられる体制の整備により、入院を選択せずに治療を受けられるようにするなど自らの意思に基づく入院自体が必要最小限になるよう図り、制度上の問題を多く含んでいる現行の精神保健福祉法及び医療観察法については、その廃止を含め抜本的に見直し、非自発的な医療が提供される場合には適正な手続が確保されるようにする必要がある。

【社会的入院の解消】

精神障害者が長期間にわたり病院の閉鎖された空間での生活を強いられる制度設計がなされてきたことを踏まえ、国の責務として、精神障害者が地域社会での自立した生活へと移行することを支援し、地域社会へのインクルージョンを実現していくことが喫緊の課題となっていることにかんがみ、以下の施策を展開していくことが必要である。

- ・ 精神障害者及び家族への地域生活支援に関する十分な情報の提供。
- ・ 精神医療は、地域に根差した医療体制を基本とすること。地域支援を含む不安や困難に対する常時利用可能な相談支援を24時間365日提供可能な体制の整備。

この仕組みを構築するに当たっては、地域社会で生活を営むことを基本としてサービスが提供されなければならない。

【非自発的な医療に係る人権尊重の観点からの適正手続の確保等】

精神障害者に係る非自発的な入院や医療上の処遇については、人権の尊重を徹底する観点から、適正な手続を確保することが不可欠である。特に、以下の点が重要である。

- ・ 非自発的な入院、隔離拘束等が行われる場合に、障害者権利条約を踏まえ、人権尊重の観点から、自らの判断と選択による医療の利用が基本であることにかんがみ、非自発的な（本人の意に反した又は本人の意思を確認することができない状態における）入院の際の他の者との平等に基づく具体的な適正手続の在り方を明確化するとともに、第三者機関による監視

等を含め、現行制度を大幅に見直し新たな仕組みを構築すること。

- ・ 医療保護入院に係る同意を含む現行の「保護者制度」を抜本的に見直すことが必要である。すなわち、現行の医療保護入院制度を廃止し、公的機関がその役割を適切に果たすよう新たな仕組みを構築すること。

- ・ 精神疾患を有する者の、急性期・重症患者等入院ニーズを精査した上で必要精神病床数を算出し、それを超えて現存する精神病床については、国の責務で削減を行い、それに代わる地域での医療体制を構築すること

○

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ すべての精神障害者が強制的な入院を受けることなく、地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営む権利があることを確認し、その実現のため、国及び地方公共団体は、入院によらない医療の提供を含め、必要な生活支援のための施策を講ずるとともに、精神病床数が必要最小限となるよう計画的な削減を促進すべきであること。

- ・ 自らの判断と選択による精神医療の利用が基本であるとともに、例外的に非自発的な医療が行われる場合には、基本的人権を尊重する観点に基づき、厳密で適正な手続が確保されること。

- ・ これと並行して、国は、保護者制度について見直し、これに代わる公的機関の関与する制度とすることを含め、適正な手続を確保するための制度を整備すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 精神障害者の社会的入院を解消し、強制的措置を可能な限り無くすため、精神病床数の削減その他地域移行に関する措置を計画的に推進し、家族に特別に加重された責任を負わせることなく、地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を送れるよう通院及び在宅医療のための体制整備を含め必要な施策を講ずること。

- 障害者に対する非自発的な入院その他の本人の意思に基づかない隔離拘束を伴う例外的な医療の提供に際しては、基本的人権の尊重の観点に基づき、当該医療を受ける障害者に対して、障害のない人との平等を基礎として実行性のある適正手続を保障する制度を整備すること。

7) 相談等

(推進会議の問題認識)

障害者にとって、乳幼児時やその後の人生の節目において、また医療、就労等を含む生活の様々な分野に関し相談できる体制があることが重要である。しかし、どこに、どのような相談機関があるのかを探ることから始めなければならず、ようやく相談が始まっても高圧的な対応をされたり、必要なコミュニケーション支援がないばかりに必要な情報を得られずに放置されてしまう等の経験をもつ障害者は多い。

【身近な地域での相談等】

そこで、まず、地域の身近な場所でも対応できる相談の体制づくりが求められる。相談機関相互の連携だけでなく、専門的知見を有する障害者団体による支援、様々な相談を受け止め、相談分野を限定しないいわゆるワン・ストップ・ステーションを含め障害者の権利を擁護し、本人中心の支援を行い、相談内容を解決できる相談体制が必要である。

【相談におけるコミュニケーションの確保】

相談において、手話、点字、筆談、要約筆記、指点字等の使用をはじめ、知的障害・発達障害においても、一人ひとりの個別ニーズに対応したコミュニケーション手段を利用することができるよう、多様なコミュニケーション手段を求めに応じて確保すべきである。

【障害当事者等による相談活動】

障害当事者が、障害者自身の尊厳を回復し、自己の権利を理解し、自己決

定できるよう、障害当事者が相談活動を担ういわゆるピア・カウンセリング
や障害者の親同士、兄弟・姉妹同士の相談等を積極的に活用し、促進する必
要がある。地域での自立生活体験等の機会を提供し、地域生活のイメージを具
体化する等のエンパワーメント支援ができるようにする必要がある。また、専
門的知識を有する障害者団体が、広域的な相談支援ができるようにする必要
がある。

【相談者の研修】

相談を効果的に実施するためには、相談業務にかかわる者の資質が大きく
問われる。

そこで、まず、障害を正しく理解でき、適切に相談業務が担えるよう、研
修を充実するべきである。

また、障害者が尊厳を回復し、権利を主張できるよう、相談を担う者の知
識や技能を高めることが求められる。

更に、障害者に対する差別に関する知識、障害のある女性、子ども、重
度障害者が複合的な差別を受ける立場にあることについての理解等、人権につ
いて研修が実施されるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる体制を整備
し、相談の場面では、本人中心の支援がされ、障害者の求めに応じ必要な
コミュニケーション手段を提供すること。
- ・ 障害者・家族が相談業務を担う機会を増やすために必要な措置を講ずる
こと。
- ・ 相談業務を担う者に対し、障害についての知識、障害者に対する差別に
関する知識、障害のある女性、子ども、重度障害者が複合的な差別を受け
る立場にあることについての理解等、人権について研修を行うこと。

き ほんほうかいせい あ せいふ もと じこう かん い けん
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ しょうがいしゃ ひつよう しゅだん ていきょう う み ちか ち
障害者が必要なコミュニケーション手段の提供を受けながら身近な地
いき そうだん しさく こう
域で相談することができるための施策を講ずること。

○ しょうがいしゃ たい じんけんしんがい かん じこう ふく た よう そうだん てきせつ おこな
障害者に対する人権侵害に関する事項を含む多様な相談が適切に行わ
れるよう しょうだんたいせい せいび はか しょうがいしゃじ しんまた か ぞく そうだん い
相談体制の整備を図り、障害者自身又は家族による相談やそれ
がい もの そうだんとう そうだん おこな もの たい ひつよう けんしゅうとう おこな せいど
外の者による相談等、相談を行う者に対する必要な研修等を行い、制度に
い ち
位置づけること。

じゅうたく
8) 住宅

すいしんかいぎ もんだいにんしき
(推進会議の問題認識)

に ほん では いまだに 多くの しょうがいしゃ しせつ せいしんか びょういん く らしを 余儀な
く させている。また ちいきしゃかい く しょうがいしゃ じゅうたく かくほ さまざま こんなん
地域社会で暮らす障害者にとっても、住宅の確保に様々な困難
をかか
を抱えている。

そこで、くに おお ち ほうこうきょうだんたい とくてい せいかつようしき し
国及び地方公共 団体は、特定の生活様式を強いられることなく、どこで
だれ す せんたく しょうがいしゃ ち いきしゃかい く けんり そくしん
、誰と住むかについての選択ができる障害者の地域社会で暮らす権利を促進するた
め、か き しょうてん ふく けいかくてき じゅうたく かくほ そち と
め、下記の諸点を含む計画的な住宅の確保のための措置を取るべきである。

こうえいじゅうたくり よう か だい
【公営住宅利用における課題】

しょうがいしゃ り よう こうえいじゅうたく ていきょう ふ じゅうぶん うえ しょうがい
障害者にとって利用しやすい公営住宅の提供は、不十分である上に、障害に
はいりよ じゅうたく ていきょう かぎ し がいち はな ばしょ けん
配慮したアクセシブルな住宅の提供は、限られている。市街地から離れた場所に建
せつ こうえいじゅうたく こうきょうこうつうき かんとう り よう ば あい しゃかいさんか せいげん
設される公営住宅は、公共交通機関等を利用しにくい場合、社会参加が制限され
る。こうえいじゅうたくほうし こうれい じゅうど しょうがいしゃ たんしんにゆうきよ いったい じょうけん ふ
公営住宅法施行令には重度障害者の単身入居について一定の条件を付し
たいわゆる「相対的欠格条項」があり、たんしんにゆうきよ せいげん
たいわゆる「相対的欠格条項」があり、単身入居が制限されている。

このような状 況 を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ こうえいじゅうたく ち いきせいかつ か のう ち いきい こう そくしん き ほん ひと
公営住宅が地域生活を可能にし、地域移行を促進するための基盤の一つとして
やくわり は う かんてん しょうがい はいりよ
の役割を果たし得るものであることから、バリアフリーの観点から障害に配慮し
こうえいじゅうたく かず ふ かんてん
た公営住宅の数を増やすだけでなく、ユニバーサルデザインの観点から、すべての
たてもの しょうがいしゃ こうれいしゃ り よう こうえいじゅうたく せいび けいかくてき と く とく
建物が障害者や高齢者が利用できる公営住宅の整備を計画的に取り組む。特

に、障 害者の単身者用の公営住 宅の整備を促進する。

- ・ 公営住 宅の申し込みに当たり、常 時介助が必要な障 害者であっても入 居資 格に条 件を付されることなく、単身で入 居申 込みができる制度にする。

【国土交通省】

【民間賃貸住 宅利用における課題】

障 害者が民間賃貸住 宅を利用する際に、申 込者又は同居予定者が障 害者で あること、バリア (障 壁) を除去するための改造が必要であること、退出 時の原状 回復が困難であること等を理由に、入 居拒否されるなどのトラブルが生 じている

このような状 況 を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ 障 害者の利用しやすい民間住 宅の建築を促進するため、バリアフリー化が進ん だ良 質な住 宅建築に対し、補助金や金利優遇措置等を講ずるとともに、小 規模 賃貸住 宅も含めバリアフリー改修 工事に係る費用助成等の施策も促進する。

- ・ 公的な家賃債務保証 制度は、基本約定 締結の対象 戸数に比べ保証 引受件数 が少ないことから、利用者にたい する制度の周 知を図るとともに、利用しやすい仕組 みづくりの在り方を検討し、より利用しやすい債務保証 制度となるように必要な 措置を講ずる。

- ・ 住 宅セーフティネット法に基づき居住 支援協 議会 (地方公共 団体や関係事 業者、居住 支援団体等で構成) を組織することができるが、有効に活用されて いない実態を踏まえ、必要な支援を講ずる。

- ・ 民間賃貸住 宅への円滑な入 居を促進するとともに、賃貸契約の申 込み拒絶 等、民間賃貸住 宅の利用に当たり生 じる問題において、差別問題が発生しない よう当面对応可能な必要な措置を取りつつ、その解決の仕組みの在り方について、 差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

【国土交通省】

【グループホーム、ケアホームに関する課題】

グループホーム、ケアホームは、施設からの地域移行や保護者に依存した生活から自立するための多様な住まいの一つの形態としての役割を担っている。

しかしながら、グループホーム等の建設に当たり、周辺住民からの反対が起き、中断されることがある。障害者が入居する時に限って、地方公共団体によっては法律上の根拠がないにもかかわらず事業の実施主体に地域住民から建設の了解を取るように求める場合もあり、これについては障害者に対してだけ特別な条件を課すものではないかとの指摘もある。グループホーム等を建設するに際して、建築基準法や消防法の規制に対応できず、建築を断念せざるを得ない場合もある。

更には、利用者に対して、居宅支援サービスの利用ができるようにすべきとの要望がある。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 公営住宅をグループホーム等として利用が進むよう必要な措置を講ずる。
【国土交通省】
- ・ グループホーム等における支援の在り方について、居宅支援サービス等も含め、通常の生活形態により近い形の規模と内容において、居住者のニーズに応じた多様な支援が可能となるよう、引き続き総合福祉部会で検討する。
- ・ グループホーム等の建設に当たって、建築基準法や消防法の基準を満たす上で必要となる設備等に対する必要な支援を講ずるとともに、既存の集合住宅等を利用した棟を一にしない形のグループホーム等の形態について、総合福祉部会における議論も踏まえつつ必要な措置を講ずる。
- ・ グループホーム等の建設に際し、地域住民との間に生じたトラブルについては、差別禁止部会における議論も踏まえつつ、紛争を調整する仕組みの構築等必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の地域社会での生活を可能とするため、公営住宅施策においては、障害者の地域移行を促進し、また重度の障害者も含め、障害者の居住に適した住宅の提供という観点から計画的に整備し、民間住宅政策においては、民間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するとともに、居住可能な住宅建設や容易に利用するうえで必要となる支援の措置を採るという観点から、総合的な住宅施策をとること。

(政府に求める今後の取組に関する意見)

- 障害者の個々のニーズに応じた住宅を確保するため、公営住宅を含めた賃貸住宅等が的確に供給されるよう、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 住宅のバリアフリー化を促進するための支援策について検討を行い、平成24年内を目途に結論を得る。
- 公的な家賃債務保証制度を利用しやすくするための具体的方策や、住宅セーフティーネット法に基づく居住支援協議会が有効に活用されるための具体的方策について検討し、平成24年内を目途に結論を得る。
- 民間賃貸住宅の利用に当たり生じ得る障害に基づく入居拒否の問題への対処を含め、障害者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、必要な支援について、差別禁止部会での議論を踏まえて検討し、平成24年度内を目途に結論を得る。
- グループホーム等の建設に際し、地域住民との間において生ずるトラブルへの対応については、差別禁止部会における議論も踏まえつつ検討し、平成24年度内を目途に結論を得る。

き ほんほうかいせい あ せいふ もと じ こう かん い けん
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- しょうがいしゃ ち いきい こう そくしん ち いきしゃかい せいかつ じつげん さま
障 害者の地域移行を促進し、地域社会における生活を実現するため、さま
ざま しょうがいしゃみずか ひつよう おう じゅうたく かくほ ひつよう し さく こう
々な障 害者自 らの必要に応じた住 宅を確保するために必要な施策を講ず
ること。

ぎ じゆつかいはつ
9) ユニバーサルデザインと技術 開発

すいしんかいぎ もんだいにんしき
(推進会議の問題認識)

げんだいしゃかい き かくか たいりょう せいさん しょうひん じ どう
現代社会において、規格化された大量 に生産される商 品だけでなく、自動
か き き ぐ こ いちれん さまざま
化された機器、それらが組み込まれた一連の様々なシステムとそれに基づくサ
ービス等が利用できなければ、しょうがいの有無にかかわらず、おおくのひと にちじょうせい
生活や社会生活を営 む上で、多くの困難を経験することになる。

そこで、ちようせいまた とくべつ せつけい ひつよう さいだいげんか のう はんい
調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で
すべてのひと し しょう かんが かつ
の人が使用することのできるというユニバーサルデザインの考 え方が
たん せいひん ひろ かんきょう けいかくおよ せつけいとう
、単に製品だけでなく、広く、環境 、計画及びサービスの設計等についても
もと
、求められることになる。

しかし、とく しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ り しょう しょうひん
特に障 害者の日常生活や社会生活は、利用できない商 品やサー
ビスや様々な社会環境 に囲まれていると言っても過言ではない。

たとえば、たし しかくしょうがい ひと かいりょう かわ なか
視覚障 害のある人にとって、改良が加えられたといっても、中
にはいまだに使えない銀行の A T M のタッチパネルや駅の券売機も存在する。
また、じゅうらい くるま ようせんよう た き のう か いっぱん
従 来は車 いす用専用のトイレとされていたものが、多機能化され一般
かいほう
に開放されることで、だれにとっても使いやすいトイレとしてユニバーサル化
はんめん いっぱん おお か
された反面、一般のトイレの多くは、ユニバーサル化されないままである。そ
のけっ か いっぱん しょう くるま り しょうしゃ ほんとう ひつよう とき つか
の結果、一般のトイレを使用できない車 いす利用者が本当に必要な時に使え
ないといった問題も発生している。さら き き たんたい
更に、機器単体としてはユニバーサルであ
っても、システム全体として見ると使えないといったこともある。

したがって、ふ きゅう しょうがいしゃ ぶんや
ユニバーサルデザインの普及 は、障 害者があらゆる分野にお
いてしゃかい わ へだ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ
社会から分け隔てられることなく、日常 生活や社会生活を営 む上で、不
か
可欠である。

このように、さまざま せいひん かんきょう けいかくおよ せつけい
様々な製品、環境 、計画及びサービスの設計がユニバーサル
もと おこな ひつよう けんきゅうかいはつ
デザインに基づいて行 われる必要があるが、このためには、研究 開発におけ

る具体的な指針やガイドラインの策定、財政的支援、計画的普及のための措置を含む体制の整備を図ることが必要であり、ユニバーサルデザインを社会全体で進めていくには、障害当事者が規格策定や評価に関与できるような社会的仕組みも必要である。

また、補装具等、一般の商品等ではそもそも対応できない分野も存在するので、ユニバーサルデザインの普及とは別個に障害者のニーズを踏まえた様々な支援機器の改良、技術開発も重要であり、更に、障害者の日常生活や社会生活にとって障壁となるものを除去するためのバリアフリーのための措置も同時に講じられなければならない。

このような障害者のニーズに応えるための改良開発やバリアフリー化の措置は、一般商品等のユニバーサル化を促進する側面も有しているという点でも大きな意義を有している。例えば、元来は聴覚障害者の利便のために考えられた携帯電話のバイブレータ機能、電車内で次の停車駅等を知らせる電光表示装置、視覚障害者の利便を考えたシャンプーとリンスの容器を区別する凸のしるし、当初患者用に開発された医療用便座が改良されてウォッシュレットとして普及したこと等がこれに当たる。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 製品、環境、計画及びサービスの設計等に当たっては、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるようにすること。
- ・ 同時に、特定のニーズに応じ、又は生活上の障壁となるものを除去するため、障害者のニーズを調査研究し、世界の技術開発の成果をも取り入れた障害者の支援機器の普及、技術開発について、必要な措置を講ずること。
- ・ 障害当事者が規格策定や評価に関与できる社会的仕組みを設け、障害者の意見を踏まえたものとする。

き ほんほうかいせい あ せいふ もと じ こう かん い けん
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- ユニバーサルデザインの理念があらゆる施策に反映されるようにすること。
- 障害者が自立した日常生活や社会参加を行うために必要な福祉用具等の研究 開発や普及 のために必要な施策を講ずること。

こうきょうてきし せつ か こうつう い どう かくほ
10) 公共 的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保
すいしんかいぎ もんだいにんしき
(推進会議の問題認識)

しょうがいしゃ ひつよう おう こうきょうてきし せつ こうつうき かんどう えんかつ りよう
障害者が、必要に応じて、公共 的施設、交通機関等を円滑に利用できるよ
うにすることは、あらゆる権利行使の前提であり、障 害者の日常生活又は社
かいせいかつ いとな うえ か せつじつ か だい
会生活を営 む上で欠かすことのできない切実な課題である。

くに およ ち ほうこうきょうだんたい せきむ ち いきかんかくさ かいしょう
【国及び地方公共 団体の責務と地域間格差の解消】

こうきょうてきし せつ いてい しんてん み ち ほう
公共 的施設のバリアフリーにおいては、一定の進展は見られるものの、地方
においては、バリアフリー新法の対象 となる規模以上 の建築物や施設等が大
とし 都市よりも少ないため、結果として地方における整備が進んでいない現状 が
ある。今後の交通基本法の法案内容を視野に入れながらも、バリアフリー新法
には責務の主体として「国」、「地方公共 団体」及び「公共 的施設を設置す
る事業者」が明記されていることに留意し、地方における公共 施設や交通機
かんどう 関係等のバリアフリー整備の遅れを解消 することが必要である。そして、地域間
かくさ かいしょう 格差の解消 のため、整備対象 施設の更なる範囲の拡大も含めた効果的な方策
じっし
が実施されなければならない。

こうつうけいかくまた し ちょうそん もとほんこうそうさくてい ひつよう し てん
【交通計画又は市町 村の基本構想策定に必要な視点】

げんざい けんどう こうつうき ほんほう かんれん ふ くに およ ち ほうこうきょうだんたい
現在、検討されている交通基本法との関連を踏まえ、国及び地方公共 団体に
こうつうけいかく さくてい しんぼう もと じ ちょうそん い どうとうえんかつか き ほん
よる交通計画の策定やバリアフリー新法に基づく市町 村の移動等円滑化基本
こうそう さくせい かいてい りよう い どう こんなん しょうがいしゃ さんかく ほか
構想の作成・改定にあたっては、利用や移動が困難な障 害者の参画を図り、
い けん そんちよう ひつよう
その意見を尊重 することが必要である。

【合理的配慮の位置づけ】

国は、公共的施設、交通機関等のバリアフリー化における最低基準を示して基盤整備を行っているところであるが、その最低基準による基盤整備をしてもなお、障害者の障害特性等によって利用や移動に制約が残る個別的事案が生じた場合には、事業者が合理的配慮の提供を適切に行うことができるよう、国及び地方公共団体は、必要な技術的又は財政的支援を講ずることが必要である。

また、公共的施設や交通機関等の利用や移動における差別事案の解決の在り方については、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 地域間格差の実情を踏まえ、切れ目のない交通・移動手段を確保するという観点から、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進をより一層計画的に推進すること。
- ・ 国及び地方公共団体における公共的施設、交通機関等の整備に関する計画の策定にあたっては、障害者の参画と意見を尊重し、当事者のニーズを適切に踏まえたものとする。
- ・ 合理的配慮を確保するために必要な施策を実施すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 切れ目のない交通・移動手段を確保する観点から、障害者のニーズを踏まえ、大都市部のみならず地方部においてもバリアフリー化を計画的に推進するとともに、適切な接遇や合理的配慮を確保するために必要な施策を実施すること。

11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

（推進会議の問題認識）

基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な情報にアクセスし、自ら必要とする言語を使用し、又はコミュニケーション手段を利用することに困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それゆえに、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を経験する障害者が障害のない人と等しく人権が保障されるために必要な措置が講じられなければならない。

【必要とする情報へのアクセス】

国及び地方公共団体は、すべての障害者が生活をする上で、必要とする情報へのアクセスについて、必要な措置を講ずるとともに、情報通信、放送、交通、建築物、出版、その他生活のあらゆる分野にかかる事業者がアクセシブルな形態・様式において情報を提供するように必要な措置を取るべきである。

【必要とする言語の使用及び多様なコミュニケーション手段の利用】

国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措置を講ずるべきである。

【災害時の情報と必要な支援の提供】

国及び地方公共団体は、自然災害や人による災害が発生したときには、通常の生活に重大な支障が生じる、又は生命に危険が及ぶあらゆる現象に関する情報と、これらの支障や影響を回避するための情報を障害者に提供しなければならない（発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容（手話通訳者の有無等）、医療や配給等の情報、交通情報等）。

また、こうした情報を一方的に伝えるだけではなく、災害時に障害者と連絡を取り、必要な支援を把握、提供しなければならない。

【情報アクセスにおける障害者の参画】

電気通信、放送、電子出版及びその他の情報の提供に係るサービスの提供並びにコンピュータ等の情報通信機器の製造等を行う事業者は、サービスの提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者が参画する社会的仕組みを設け、障害者の利用の便宜を図るべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、様々な情報へのアクセス、自らが必要とする言語の使用、及び多様なコミュニケーション手段の使用が保障される権利を有することを確認し、それを実現するために必要な措置を講ずること。
- ・ 災害時において、障害の特性に対応した伝達手段による緊急連絡等の必要な支援を障害者に提供及び相互に連絡できるよう必要な施策を講ずること。
- ・ 事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が様々な情報にアクセスし、また自ら必要とする言語を使用し、更に多様なコミュニケーション手段を利用することができるよう必要な施策を講ずること。
- 災害情報の提供に当たっては、障害者の特性に配慮した伝達手段が提供されるよう必要な施策を講ずること。

12) 文化・スポーツ

(推進会議の問題認識)

自由に文化・スポーツに参加し、これに貢献し、又は楽しむこと、そして、

レクリエーション・余暇等を楽しむことは、障害の有無にかかわらず、すべての人の権利である。しかしながら、障害者はその機会へのアクセスを欠き、排除されることもある。また、文化やスポーツは贅沢なものであり、障害者の享受には制限があっても仕方がない、というような社会的通念もあるが、これらは変えていかなければならない。

現行の基本法には「障害者の文化的意欲を満たし、もしくは障害者に文化的意欲を起こさせ」とあるが、障害者は文化的意欲が乏しいという想定で支援しなければならないとも受け取られかねない表現になっている。むしろ、障害者が文化・スポーツ等に参加、貢献する主体であることを前提とした表現に改めるべきである。

【文化等について】

障害者が文化、余暇、レクリエーション等を享受しようとする場合に、物理的バリアのため施設やその機会を利用できない、映画の字幕等情報保障の欠如のために文化作品等を鑑賞できない、文化施設等までの交通アクセスが整備されていないなどの実態があるため、障害者が障害のない人と同等に文化、余暇、レクリエーション等を享受できるようにする必要がある。

また、障害者が芸術・文化活動等創造的な分野で活動ができるような支援や環境整備も必要である。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- 美術館や博物館における字幕や音声解説の普及、鑑賞しやすい展示方法の改善や劇場での補聴援助システム等の整備等とともに、国内の文化的に重要な記念物及び遺跡、歴史的建造物への障害者のアクセスについて、どのような不都合が生じているかについての実態を把握し、可能な限り障害者の利用への配慮をするなど、鑑賞しやすい環境整備が行われるように必要な支援を講ずる。

【文部科学省・関係省庁】

- 第一次意見における情報バリアフリーの一環として、映画、D・V・Dへの字幕付与等について、障害のある人に対する情報保障が行われるように

必要な環境整備を図る。

【関係省庁】

【スポーツについて】

障害者がスポーツを楽しもうとする場合に、物理的バリアのため施設を利用できない、精神障害を理由に施設の利用が拒否される、車いす利用であるために一般の市民マラソン大会への参加を拒否されるなどの実態がある。

例えば、スポーツへの参加資格が問われない場合、又は参加資格が必要ではあるが参加資格を満たす場合において、障害に基づいて参加が拒否されたり、合理的配慮の提供が当該競技の本質を害することがないにもかかわらず提供されないことで、参加ができないなどの差別があってはならない。

また、国際レベルの大会に出場できるアスリートであっても海外等で長期の遠征に行く際に費用の問題や職場の理解を得られないなどのために、競技を断念せざるを得ないこともある。

しかしながら、障害の有無に関わらず、スポーツに参加する機会は平等に与えられるべきであり、障害のある人も障害のない人も共にスポーツを観戦したり、参加できるようにしなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 国及び地方公共団体は、障害者が差別なく、スポーツに参加できる機会を有することができるように、官民の施設整備やスポーツ大会等の運営に当たってバリアフリーの整備及び合理的配慮の確保が行われるようにするなど、必要な環境整備を行い、障害者スポーツの振興を図る。

- ・ 国及び地方公共団体は、特に競技性の高い障害者スポーツについては、競技スポーツとしての一般への周知・理解を広め、これを育成するために財政的支援を含め必要な措置を講ずる。

- ・ 国及び地方公共団体は、障害者がスポーツに触れる機会を増やし、スポーツを行う障害者の裾野を広げるために、障害者スポーツの指導者の育成等必要な措置を講ずる。

【文化・スポーツ等のいずれにもかかわる点について】

障害者が障害のない人と同等にスポーツに参加したり、観戦を楽しんだり、又は文化活動に参加したり、文化等を享受するためには、そもそもこれらの機会にアクセスできなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 移動支援、身体介助、コミュニケーション支援等の福祉的支援は障害者が文化・スポーツ等を享受するために不可欠であることから、平成23年末を目途に総合福祉部会において進められている福祉的支援の在り方の検討に当たっては、こうした観点も踏まえた検討を行う。

【厚生労働省】

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、文化、スポーツ、レクリエーション、余暇に参加し、これに貢献し、これらを楽しむ権利があることを確認すること。
- ・ 障害者は文化的意欲が乏しいので意欲を喚起させなければならないとの誤解を招きかねない現行の「障害者に文化的意欲を起こさせ」という表現は用いないこととし、障害者が文化を創造し、貢献する主体であることを前提にした表現を用いること。

（政府に求める今後の取組に関する意見）

- 障害者が芸術・文化活動をする際に必要な配慮や支援等が提供されるための環境整備を図るための具体的方策を検討し、平成23年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者スポーツ振興のために必要な環境整備を図るとともに、障害者スポーツの指導者の育成等の在り方について検討し、平成23年度内を目途

にその結論を得る。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が文化・スポーツ等の分野において様々な活動をする事ができるようにするために必要な施策を講ずること。
- 文化・スポーツ等の分野において、障害者は庇護の対象であるかのよう
な誤解を招く表現は用いないこと。

13) 所得保障

(推進会議の問題認識)

人の生活を賄う所得は一般的には就労による所得と年金や手当等に大きく依存している。

しかし、障害者の場合、就労に関しては、障害者雇用促進法に基づく一般就労における法定雇用率自体が全体として達成されたこともなく、働く希望を有している障害者に法制度自体が応えられていない現状がある。

また、障害者自立支援法に基づく、就労継続支援B型において得られる工賃も月額平均1万3千円程度である。

更に、障害基礎年金は、保険方式を原則とする年金制度においては例外的地位にあり、長年の労働による財産の蓄積が期待できないにもかかわらず、老齢基礎年金を基本とした給付設計となっており、障害者の生活実態を踏まえた住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用を補填できる内容とはなっていない。

このような社会保障制度の中であって、障害者の所得水準は総合的に極めて低い状態に置かれている。例えば、20~65歳未満の障害者は、福祉的就労を含む「仕事あり」の比率においてさえ、全就労者が77.1%に対して、障害者は58.5%にとどまっている(*)³。更に、就労収入を含む総年間収入においても、障害

³ とやままさよ (2008) 「障害者の就労実態：参加と自立を阻む要因」 p.37 (勝又幸子主任研究者『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』平成19年度総括研

者^{しゃたんしんせ}单身世帯^{たい}においては、男性^{だんせい}が約^{やく}174万円^{まんえん}、女性^{じょせい}が92万円^{まんえん}と、全就^{ぜんしゅうろうしや} 労働^{しゅうにゆう}者の収入^{しゅうにゆう}と
比較^{ひかく}して、男性^{だんせい}が42.5%^{じょせい}、女性^{じょせい}が33.9%^{いちじる}と、著^{ひく}しく低い水準^{すいじゆん}にとどまっている（*
）⁴。

障^{しょうがいしや}害者^{ふく}も含めてすべて国民^{こくみん}は、健康^{けんこう}で文化的^{ぶんかてき}な最低限度^{さいていげんど}の生活^{せいかつ}を営^{いとな}む権利^{けんり}を有^{ゆう}
するところ、以上^{いじょう}の状^{じょうきよう}況^{きよう}からみると障^{しょうがいしや}害者^{たんしん}が单身^くで暮^{にちじょうせい}らそうとしても、日常^{にちじょうせい}生^{せい}
活^{かつ}に必要な所得^{ひつよう}を就^{しよとく} 労^{しゅうろう}や年金^{ねんきん}によることが困難^{こんなん}な状^{じょうきよう}況^{きよう}に置^おかれていることは明^{めい}
白^{はく}であり、逆^{ぎやく}に言えば、家族^{かぞく}に依存^{いぞん}するか、公的扶助^{こうてきふ}に依^い拠^{きよ}した生活^{せいかつ}又は施設^{しせつ}や病^{びよう}
院^{いん}で暮^くらさざるを得^えない状^{じょうきよう}況^わにあることが分かる。

【公的年金制度改革における検討】

第一^{だいいち}意見^{いけん}にあるように、多く^{おほ}の障^{しょうがいしや}害者^{こくみん}が国民^{いっばん}一般^{しよとく}の所得^{すいじゆん}水準^{たつ}に達^{たつ}していない
現状^{げんじょう}を踏^ふまえ、障^{しょうがいしや}害者^{しょうがい}が障^{しょうがい}害^{ひと}のない人^{どうとう}と同等^{ちい}に地域^{ちいき}社会^{しゃかい}で自立^{じりつ}した生活^{せいかつ}を営^{いとな}
むことができるよう政府^{せいふ}において平成^{へいせい}25年^{ねん}通常^{つうじょう}国会^{こっかい}に法案^{ほうあん}提出^{ていしゆつ}を予定^{よてい}している新た^{あら}
な年金^{ねんきん}制度^{せいど}創設^{そうせつ}に向けた議論^{ぎろん}と併^{あわ}せて、障^{しょうがいしや}害者^{ちい}が地域^{ちいき}社会^{しゃかい}において自立^{じりつ}した生活^{せいかつ}
を営^{いとな}むために必要^{ひつよう}な所得^{しよとく}保障^{ほしょう}の在^あり方^{ほう}について、給^{きゆうふ}付^{すいじゆん}水準^ふと負担^{たん}、並び^{なら}びに稼働^{かどう}所^{しょ}
得^{とく}との調^{ちようせい}整^あの在^{かた}り方^{ふく}を含^{けんとう}めて検^{おこな}討^なを行^{おこな}うべきである。

基本^{きほん}法^{ほう}においては、地域^{ちいき}社会^{しゃかい}で生活^{せいかつ}するに足り^たる所得^{しよとく}保障^{ほしょう}の一環^{いっかん}として、稼働^{かどう}所^{しょ}
得^{とく}の不足^{ふそく}分^{ぶん}を補^{おぎな}えるような年金^{ねんきん}、手当^{てあて}施策^{しやく}が取り組^{とく}まれるべき旨^{むね}を反映^{はんえい}すべきであ
る。

【無年金障 害者の所得保障】

同じく、第一^{だいいち}意見^{いけん}にあるように、国民^{こくみん}年金^{ねんきん}制度^{せいど}の発^は展^{てん}過^か程^{てい}において生^{しやう}じた特別^{とくべつ}
な事情^{じじょう}等^{とう}により、障^{しょうがい}害^し基礎^{きそ}年金^{ねんきん}の支^し給^{きゆう}対^{たい}象^{しやう}から除^む外^{ねんきん}されている無^む年金^{ねんきん}障^{しょうがい}害^{しや}
者^{しや}（20歳^{さい}以^い前^{ぜん}の初^{しよ}診^{しん}日^{にんてい}認^も定^{こく}がで^{せき}き^{じやう}な^い者^{こう}、国^{しやう}籍^わ条^{ねん}項^{ねん}撤^{ねん}廃^{ねん}時^{ねん}（昭^{しやう}和^わ57（1982）年^{ねん}）に2
0歳^{さい}以^い上^{じやう}の在^{ざい}日^{にち}外^{がい}国^{こく}人^{にん}障^{しょうがい}害^{しや}者^{とう}等^{とう}）が、現^{げん}在^{ざい}多^た数^{すう}存^{そん}在^{ざい}して^{いる}。

このよう^{げんじょう}な現^う状^うを受け^て、学^{がく}生^{せい}無^{ねんきん}年金^{しやうがいしや}障^{しや}害^{とう}者^{ふく}等^しを福^{ふく}祉^し的^{てき}措^そ置^ちによ^てって救^{きゆう}済^{さい}
す^{ため}に設^{もう}け^られた「特^{とく}別^{べつ}障^{しょうがい}害^{しや}給^{きゆうふ}付^{きん}金^{きん}」の給^{きゆうふ}付^{たい}対^{しやう}象^{はん}範^い圍^{ふく}の拡^{かく}大^{だい}を含^むめ、無^む年金^{ねんきん}

きゆうほうこくしよ
究 報告書)

4 土屋葉 (2008) 『障 害者の自立支援に向けた生活実態把握の重 要性 - 「障 害者生活
実態調 査」の結果から - 』 p.200, 『季刊社会保障 研究』 Vol.44 No.2

障害者の困窮状態の改善を図る措置を早急に講ずるべきである。

基本法においては、地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、手当等の施策が取り組まれるよう反映されねばならない。

【経済的負担等の軽減】

住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して、国及び地方公共団体は、障害者の地域社会で生活する権利を促進し、その自立を支援するために、障害者及び障害者を介助する親族等の経済的負担の軽減を図らねばならない。

その中でも大きな問題として提起された「障害福祉サービス」における利用者負担の問題は、自立支援医療も含めて、応益負担を廃止することを前提に、総合福祉部会の議論を踏まえて、利用にかかる負担の在り方を引き続き検討しなければならない。

また、現行の経済的負担の軽減を図るための税制上の措置については、その有効性を検討するべきである。

公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免については、距離等の制限を見直して日常生活に有効に機能するよう是正に努めるべきである。

更に、これらの軽減措置において、障害種別・程度を判断基準とした医学モデルの観点からではなく、生活の実態に基づくニーズを判断基準とする社会モデルの観点から、その必要性が判断されるべきであり、不合理な格差はなくさなければならない。

したがって、基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず、障害者が置かれたその生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、日常的に必要な公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免だけでなく、日常生活又は社会生活上必要な住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用に関しても軽減措置を図るべき旨を反映すべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、稼働所得の不足分を補えるような年金、手当施策が行われること。
- ・ 地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、現行規定の手当等の施策が行われること。
- ・ 障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず障害者の置かれた生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して軽減措置を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が地域社会において人としての尊厳にふさわしい自立した生活ができるよう、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講ずるとともに、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免、就労支援との連携等、その他必要な施策を講ずるなど障害者が障害のために追加的に要する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずること。

14) 政治参加

(推進会議の問題認識)

政治参加の問題は、投票行為、障害のある議員の議会活動、障害者の政治活動への参加、議会や政治に関する情報保障、公的活動への参加等、幅広い分野に及び多くの課題を抱えている。

例えば、成年被後見人は、公職選挙法における欠格条項により選挙権・被選挙権を奪われ、国や地方公共団体の関連する審議会や検討会への参画にあって、障害の特性やニーズによる合理的配慮が行われないことによって、公的活動への参加の機会が奪われるなど、政治参加にかかわる障害に基づく制限や排除、又は欠格条項の問題は、障害に基づく差別の問題として、今後、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議において検討を進めることが必要である。

選挙等に関する情報提供や投票行為にかかる環境整備については、点字及び音声による選挙公報等の発行が十分になされていないことや、政見放送において字幕、手話の付与が十分になされていないなど、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。また、重度の在宅障害者等が対象になる郵便投票が「自筆」を条件としていることや、投票所までの又は投票所内の移動、情報アクセス及びその他必要な配慮の確保等の多くの不備があるなど、公正かつ適切な選挙の実施の観点で大きな問題が指摘されている。

【選挙等に関する情報提供と投票のための必要な体制の整備】

国及び地方公共団体は、法律の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が障害者でない人と同等に容易に必要な情報が提供され、投票することができる条件整備が必要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の選挙権及び被選挙権を障害のない人と平等に保障するために、障害の種別や特性に応じた必要な施策を講ずること。
- ・ 選挙等に関する情報の提供と投票を容易にする観点から、障害の特性に配慮した必要な体制を整備すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者の選挙権及び被選挙権の機会の均等を図り、障害の種別や特性に応じた必要な施策を講ずること。
- 選挙等の実施において、選挙等に係る情報の提供や投票等について障害の特性に配慮した施策を講ずること。

15) 司法手続

(推進会議の問題認識)

刑事訴訟 手続 や民事訴訟 手続 を始めとする司法手続 においては、障害 があるために意思表示 や理解の面で制約を受けている人に対する配慮が、著 しく欠けているとの指摘がある。例えば捜査段階においては、逮捕状 の内容や黙秘権等について取調べ者が一般的な説明しかないため、障害者は何を言われているのか理解できず、有効・適切に自己防衛することができないことが多い。公訴、公判、刑の執行、拘禁施設全般にわたっても同様で、障害のある被疑者等が意思表示 等の面でのどのような困難さをもっているかを把握、留意するという過程は全 くないという指摘がある。

民事手続 においても、口頭弁論手続 のみならず、尋問や証 拠調べ手続 、更には、判決等の手続 においても、手続 上の配慮があるとは言い難い。

更に、民事訴訟 手続 や刑事訴訟 手続 等における障害者のコミュニケーションの確保のために必要な人的、物理的支援に係る費用についても、障害のない人の場合と比較して不利益を負う状況 にある。

以上 のような状況 を踏まえ、障害者への司法手続 上の手続 的適正を確保し、もってその権利を保障 するための措置を講ずることが必要である。

【司法に係る手続 等と必要な配慮】

国及び地方公共 団体は、障害者が被疑者、被告人、受刑者等の直接の当事者 の場合において、少年事件の手続、捜査（取調べ、実況 見分、逮捕等）、公判、判決、刑の執行、受刑を含む拘禁手続 及び処遇、民事事件における口頭弁論、証 拠調べや判決手続 等、手続 及び処遇全般にわたって、障害者の特性に応じた手続 上の配慮が必要であり、それらにかかる費用負担を含め、そのために必要な措置を取らなければならない。また障害者が司法関係者、参考人、証人、裁判員、傍聴 者等間接的な関わりを持つ場合においても、同様の措置が行 われなければならない。

【コミュニケーション手段等の確保措置】

国及び地方公共 団体は、上記手続 及び処遇上 の配慮、特に障害者が必要とする適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずると同時に、これらのコミュニケーション手段等についての情報を、障害者に告知するべきである。このコミュニケーション手段等には、手話通訳者、要約筆記

者、盲ろう通訳者、知的障害者等への説明者等の立会いによる情報保障を含み、司法機関としてこれらの者への研修を行うべきである。

【司法関係者に対する研修】

国及び地方公共団体は、司法手続に係る関係職員（警察官及び刑務官等を含む。）に対して、障害の理解と必要とされる手続及び処遇上の配慮に関して、研修を行うべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 司法手続において、障害者が必要とする手続及び処遇上の配慮、特に適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずること。
- ・ 司法手続に係る関係職員（警察官及び刑務官等を含む。）に対して、障害の理解と必要とされる手続及び処遇上の配慮に関して研修を行うこと。
-

（基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見）

- 司法手続及び刑事施設等の処遇において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の必要な配慮がなされるとともに、関係職員に対して障害の理解等に関する研修を行うなどの必要な施策を講ずること。

16) 国際協力

（推進会議の問題認識）

日本は、第1次及び第2次「アジア太平洋障害者の十年」の提唱国として、N G O等と協力しつつ、アジア太平洋における障害分野の国際協力に積極的に貢献してきており、諸外国からも高い評価を受けている。今後も国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）を中心に、積極的な役割を期待されている。更に、アフリカや中南米での実績もあり、アジア太平洋地域を越えた広範な地域での活動を継続し、推進すべきである。日本は、障害分野での

国際協力について、法的には直接的な規定を有していないが、障害者権利条約は国際協力の必要性をうたっており、障害分野における国際協力を促進するためには、基本法に、国際協力に関する取組を行う旨を盛り込む必要があるべきことを明記する必要がある。

また、国際協力においては、障害に特化した国際協力事業だけでなく、あらゆる国際協力事業について障害者が担い手及び受益者となりうるようアクセシビリティの確保等を重視するべきである。その際、外国政府や国際機関だけでなく、N G O等、特に障害者の組織と共同して取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害分野における国際協力に必要な取組を行うこと。
- ・ 障害分野における国際協力は、外国政府、国際機関又は障害者の組織を含む民間団体との連携により行うこと。
- ・ 障害分野における国際協力について、その取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、国際協力事業全般のバリアフリーの促進とともに、合理的配慮の提供を確保すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害分野における国際協力を推進するため、外国政府、国際機関又は障害者の団体を始めとする民間団体等との連携や協力を図るために必要な施策を講ずること。
- 国際協力の取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、障害に特化したものだけでなく、国際協力事業全般において合理的配慮の提供を確保するとともに、バリアフリー化の促進を図ること。

4. 推進体制

1) 組織

(推進会議の問題認識)

【組織】

障害者権利条約では、監視機関（モニタリング機関）について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置すること等を要請している。

(国)

中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成する審議会組織を新たに内閣府に設置すべきである。その際、当事者の意見を反映させる観点から、構成員の過半数を障害当事者とする必要がある。

(地方)

各都道府県及び市町村において、実態を踏まえた実効性のある障害者計画を策定し、地方においても障害者権利条約の理念を実現していくためには、地方における施策の実施状況の監視を、協働による地域づくりといった観点から行う権限を新たに付与するなど、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化し、当事者の意見を反映させる観点から、その構成員の過半数を障害当事者とする必要がある。

また、地方における障害者施策の多くは、市町村により実施されていることから、市町村においても、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化した新たな組織を必置とすべきである。

2) 所掌事務

(推進会議の問題認識)

【所掌事務】

くに
(国)

くに お しんぎ かいそ しき しょうがいしゃし さく かくじつ じっし はか い か じ
国に置かれる審議会組織は、障害者施策の確実な実施を図るため、以下の事
む にな ひつよう
務を担う必要がある。

- ・ しょうがいしゃき ほんけいかくさくてい さい い けんぐ しん おこな
障害者基本計画策定の際の意見具申を行うこと
- ・ しょうがいしゃ かん き ほんてき せいさく かん ちょうさ しんぎ おこな
障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うこと
- ・ しょうがいしゃ かん し さく じっし じょうきょう かんし ひつよう おう かんけいかくだいじん かん
障害者に関する施策の実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣に勧
こく おこな
告を行うこと

また、勧告が行われた場合に、関係大臣は、これに基づき講じた施策につ
しんぎ かいそ しき てきせつ き かんない ほうこく おこな
いて、審議会組織に適切な期間内に報告を行わなければならないこととすべ
きである。

かいかくしゅうちゅうき かんうち くにわ しょうがいしゃせいど しゅうちゅうてき かい
改革集中期間内にあつては、これらに加えて、障害者制度の集中的な改
かく すいしん ひつよう ちょうさ しんぎ おこな かんけいだいじん い けん の
革の推進のため、必要な調査審議を行うとともに、関係大臣に意見を述べら
れるようにすべきである。

また、ちょうさ しんぎ じっこう かんけいかくだいじん し りよう ていしゆつ せつ
調査審議を実効あるものとするため、関係各大臣に資料の提出や説
めいとうひつよう きようりよく もと い けんぐ しん おこな ひつよう
明等必要な協力を求めることや、意見具申を伝えるようにすることが必要
である。加えて、くわ ち ほう しょうがいしゃし さく すいしんじょうきょう てきかく は あく
地方における障害者施策の推進状況を的確に把握するた
め、ち ほう かんし き かん たい し さく じっし じょうきょう ほうこく もと
地方の監視機関に対して、施策の実施状況の報告を求めることができる
ようにすべきである。

じょうき にんむ じゅうぜん は かんし とう しんぎ あ ひつよう じょうほうほ
上記の任務を十全に果たすため、監視等の審議に当たって、必要な情報保
しょう ふく い いん てきせい たいぐう かくほ ひつよう じ む きよくたいせい せいび
障を含めた委員の適正な待遇の確保や必要な事務局体制の整備をすべきで
ある。

ち ほう
(地方)

ち ほう お しんぎ かいそ しき ち ほう しょうがいしゃし さく じっし はか しょう
地方に置かれる審議会組織は、地方における障害者施策の実施を図り、障
がいしゃけんり じょうやく りねん じつげん げんこう じ む くわ い か じ む しん
害者権利条約の理念を実現するため、現行の事務に加えて、以下の事務を新た
にな ひつよう
に担う必要がある。

- ・ し さく じっし じょうきょう かんし じ む けんしゅう ひょうか とう ふく おこな
施策の実施状況の監視事務（検証、評価等を含む。）を行うこと

き ほんほうかいせい あ せいふ もと じ ころ かん い けん
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- ちゅうおうしょうがいしゃし さくすいしんきょうぎ かいおよ しょう しゃせいど かいかくすいしんかいぎ はってんてき
中央障害者施策推進協議会及び障がい者制度改革推進会議を発展的
かいそ しょうがいとうじ しゃ がくしきけいけんしゃとう こうせい しょうがいとうじ しゃ か はんすう し
に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成し、障害当事者が過半数を占

める新たな審議会組織を内閣府に置くこと。

○ 新たに国に置かれる審議会組織は、基本法の理念に基づき障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を行うことができるようにすること。

○ 国に置かれる審議会組織は、改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議を行うものとする。

○ 国に置かれる審議会組織が任務を十全に果たせるようにするため、関係行政機関、関係団体等に対し必要な協力を求めることができるようにするとともに、必要な情報保障を含めた委員への適正な待遇の確保や必要な体制整備を行うこと。

○ 地方に置かれる審議会組織は、障害当事者が過半数を占める構成とし、現行の事務に加えて、新たに施策の実施状況に関する監視に関する事務（検証、評価等を含む。）を行うこと。

II. 「障害」の表記

（推進会議の問題認識）

【作業チームの設置】

推進会議は、「障害」の表記に関する作業チームを設置し、「障害」のほか、「障害」、「障がい」、「チャレンジ」等の様々な見解があることを踏まえ、それぞれの表記を採用している障害者団体、地方公共団体、企業、マスメディア、学識経験者等10名から、その考え方や運用状況等についてヒアリングを行うとともに、障害団体関係者も含む一般からの意見募集を実施した。同作業チームによる報告を受けた推進会議はその報告に基づき、現時点における考え方の整理と今後の課題について検討を行い、以下のことを確認した。

【表記問題に対する結論と課題】

「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

他方で、この度の様々な関係者、有識者からのヒアリング等を通じて、これまで明らかになっていなかった検討課題や論点も浮かび上がってきており、今後「障害」の表記に関する議論を進めるに当たっては、以下の観点が必要と考えられる。

- ・ 「障害（者）」の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること。
- ・ 「障害」の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者（persons with disabilities）の考え方や、ICF（国際生活機能分類）の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること。

これらを踏まえ、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。

【今後の取組】

今後の取組として、具体的には、以下の取組が重要であるが、その際、障害は様々な社会的障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障害」という表記を使いやすくするべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである。

以上を踏まえて、次のことを行うべきである。

- ・ 各種シンポジウムや障害者週間等の啓発事業を通じて、「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広く様々な主体における議論を喚起していくこと。
- ・ 「障害」のそれぞれの表記の普及状況について、定期的に調査を行うなど、その把握に努めること。
- ・ 近年、国会においても「障害」や「障がい」等の表記を挙げて、「障害」の表記の在り方に関する議論が度々なされており、このような動向も注視しつつ検討を進めること。